

## 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める ことについて

昭和54年、国連は女性があらゆる分野でいかなる形態の差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約を採択しました。これは、法律や制度、規則内で謳われる差別のみならず、社会の慣習や慣行における性差別をも無くした、男女平等の実現を求める内容です。日本はこの条約を昭和60年に批准し、現在は189か国が批准しています。

平成11年には、女性差別撤廃条約の実効性を高めるため、国連において、女性差別撤廃条約選択議定書が採択され、個人通報制度及び調査制度が規定されました。個人通報制度とは、条約で保障された権利を侵害された被害者が、国内の救済手続を尽くした後、国連女性差別撤廃委員会に申立てができる制度であり、現在は、115か国が女性差別撤廃条約選択議定書に批准していますが、日本は未批准の状況にあります。日本の女性の権利やジェンダー平等を国際基準までに引き上げるためにも、女性差別撤廃条約選択議定書への早期批准は急務となっています。

世界各国の男女平等の度合いを示すジェンダーギャップ指数において、令和7年の日本の順位は、148か国中118位でした。女性差別撤廃条約選択議定書を批准することは、被害者の救済にとどまらず、司法・立法・行政の場において女性差別の撤廃を進める力になります。

令和6年10月に、国連女性差別撤廃委員会は、日本の条約実施状

況を審査し、女性差別撤廃条約選択議定書への批准に「検討中」と回答し続けている日本政府に対し、時間が掛かりすぎていると懸念を示し、批准に対するあらゆる障壁に速やかに対応するよう勧告しました。また、第5次男女共同参画基本計画では、「女子差別撤廃条約を遵守し」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める」と記載されていることから、国は、この計画にのっとり、速やかに女性差別撤廃条約選択議定書を批准すべきです。令和7年8月までに国に女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書を提出した地方議会は13府県議会を含め382件に上ります。

よって、下記事項について特段の措置を講じるよう、強く要請いたします。

#### 記

1 女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和8年3月24日

会津若松市議会議長 清 川 雅 史

あて

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

その他関係筋

注 なお、衆参両院議長に対する意見書については、表題は「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求めることについて」を「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書」に改める。